令和　4　年度

第１回 第一農地部会定例会議事録

令和４年４月２８日（木）

上越文化会館　４階　大会議室

令和４年度第１回第一農地部会定例会議事録

日時　令和４年４月 28 日（木）午後２時
場所　上越文化会館　４階　大会議室

1　出 席 委 員

（1）　農業委員

3 番　佐藤　清繁	6 番　古川　政繁	7 番　篠宮　英樹
8 番　竹内　浩行	12 番　上原　孝	13 番　五十嵐　彰
14 番　清水　强	15 番　牧繪　雄一郎	23 番　久保埜　徳雄

（2）　農地利用最適化推進委員

加藤　俊彦	髙島　信雄	倉石　洋一	髙島　真一
藤井　敏行	笠原　行夫	平野　宏一	齊藤　啓治
白滝　光彦	清水　増彦	小林　正義	綿貫　一成
髙宮　文男	松本　香		

2　欠 席 委 員

（1）農業委員

吉村　清正　　金子　昭榮

（2）農地利用最適化推進委員

森橋　孝一　　中嶋　栄司　　小林　政秋

3　職務のため出席した事務局職員

事　務　局	局　　長	池田　忠之
	係　　長	橋立　理
中郷区駐在室	副 主 任	加藤　岸子
板倉区駐在室	副 主 任	上原　敏明
清里区駐在室	副 主 任	近藤　宏一
名立区駐在室	班　　長	竹内　朋廣

4　会議に附した事件

（1）　議事録署名委員の氏名

6 番　古川　政繁　　14 番　清水　强

(2) 議事

審議内容

（合併前の上越市）

報告第１号　農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について
報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について
議案第１号　農地法第３条許可申請について
議案第２号　上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第３号　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第４号　農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について
議案第５号　実質化された人・農地プランの案に係る意見について

（中郷区）

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について
議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第２号　農用地利用配分計画案に係る意見について

（板倉区）

議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第２号　農用地利用配分計画案に係る意見について

（清里区）

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について
議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について
議案第２号　農用地利用配分計画案に係る意見について

（名立区）

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について
議案第１号　上越市農用地利用集積計画の決定について

５　会　議

	上越市農業委員会会議規則第５条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
	＜資格審査＞
議長	はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数９人、欠席委員数２人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 14 人、欠席推進委員数３人です。
	＜議事録署名委員の指名＞
議長	次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号６番　古川　政繁　委員、議席番号 14 番　清水　强　委員の両名を指名します。
	＜上越市農業委員会憲章の唱和＞
議長	議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。 それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。 （上越市農業委員会憲章の読み上げ）
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができますので、積極的に意見等をお願いします。 合併前上越市からです。
	＜報告第１号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」＞
議長	報告第１号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号１番の１件を報告します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	１頁、報告第１号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号１番の１件を受理したので報告します。 大豆地内の「一般個人住宅」の建築を目的とした転用届出について届出者から、権利設定を「使用貸借権の設定」とするべきところ、誤って「無償譲渡」として届け出てしまったことから、当該転用の取り止めの届出があったものです。 また、報告第３号で説明しますが、当該届出人から改めて「使用貸借権の設定」と訂正した届出がありました。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第１号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号１番の１件を承認します。
	＜報告第２号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」＞
議長	報告第２号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、番号 40 番から番号 53 番までの 14 件を報告します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	２頁、報告第２号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、番号 40 番から番号 53 番までの 14 件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した 14 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構へ貸付」５件、「休耕」２件、「圃場整備事業」４件、「他者へ貸付」１件、「他者へ売却」２件の 14 件です。 ２頁番号 43 番及び３頁番号 47 番は、農地が川沿いにあるなど耕作条件が悪く新たな借受人が見つからず、休耕となるものです。届出者には保全管理の徹底を指示したところです。 ３頁、46 番は、圃場整備事業が行われるにもかかわらず、届出者の錯誤により賃借権を設定した農地について解約するものです。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第２号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、14 件を承認します。
	＜報告第３号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」＞
議長	報告第３号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 19 番から 29 番までの 11 件を報告します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	５頁、報告第３号「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 19 番から 29 番までの 11 件の届出書を受理したので報告します。

	転用目的は、「一般個人住宅」5件、「住宅敷地拡張」2件、「資材置場」3件、「駐車場」1件の計11件です。 6頁、26番の案件は11月30日までの間、工事に伴う資材置場として一時転用するものです。全体の転用面積が1,000㎡を超えるため、8頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。 7頁、27番の案件は報告第1号で報告した案件について、改めて権利設定を「使用貸借権の設定」として転用届出があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
髙島委員	転用するのは農地の全部を転用するのか、それとも施設面積だけを転用するのかどちらですか。
（事務局） 橋立	農地の全部を転用します。
議長	他に質問等がないようですので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、11件を承認します。
	＜議案第1号「農地法第3条許可申請について」＞
議長	議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6番から9番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	9頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6番から9番までの4件を説明します。 番号6番及び7番の案件は、備考欄に記載してあるとおり、農地法第3条の例外規定が適用される案件です。 例外規定の要件は、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められることが条件となっています。 申請人は、昨年2月の農地部会で許可された農地に使用貸借権を設定し、園芸を中心とした経営を行っていますが、この度、経営規模を拡大するため、申請農地に使用貸借権を設定するものです。 番号8番は、経営規模拡大のため、隣接する農地を取得するものです。譲受人は高齢で農地を含めた自己財産の整理を行っており、農地を処分するに当たり、隣接する農地の所有者に打診したところ、快諾を得たため申請に至ったものです。譲渡人の希望により譲渡による所有権移転となっています。 番号9番は、譲渡人の労力不足に伴い、申請農地の隣に住んでいる譲受人に所有権

	を移転するものです。 　別紙「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 　以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 　議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 　議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
	＜議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議長	議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転２件、貸借権設定 138 件、貸借権移転１件を上程します。 　はじめに、所有権移転２件について、事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	10 頁、議案第２号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転２件を説明します。 　いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 　以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	続いて、貸借権設定 138 件について事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	11 頁から 38 頁まで、貸借権設定 138 件を説明します。 　新規案件や特別な案件のみ説明します。

	25頁、番号354番から356番までの3件は、譲渡人の体調不良などに伴う労力不足で、自作地の一部を貸し付けるものです。 番号396番は、これまで地主耕作でしたが地主が死亡し、相続人では耕作できないため法人に貸し付けるものです。終期は、貸借権が設定されている他の農地と合わせるものです。 26頁、番号401番は、旧借手の体調不良により、新たに法人に貸し付けるものです。 28頁、番号411番は、譲渡人の労力不足により、自作地の一部を貸し付けるものです。 30頁、番号422番は、これまで作業受委託で耕作を行っていましたが、今回、改めて貸借権を設定するものです。 31頁、番号427番は、旧耕作者の体調不良により解約されていた農地について、近隣で耕作している受人に耕作を依頼するものです。 31頁、番号357番から38頁、394番までの38件は、農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構を通じて地域の担い手農家へ貸し付けるものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、続いて、貸借権移転1件について、事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	39頁、貸借権移転1件を説明します。 申請農地の隣接地を耕作している譲受人に貸借権を移転し、集積、集約化を図るものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
	＜議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞
議長	議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	40 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 3 件を説明します。 これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
	＜議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入

	協議について」＞
議長	議案第４号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号１番から 11 番までの 11 件を上程します。事務局の説明を求めます。
（事務局） 橋立	議案第４号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、説明します。 41 頁、整理番号１番から 11 番までの 11 件で、「農事組合法人ファーム高森」が解散することに伴い、農地所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田、40 筆の 256,803 ㎡で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要し、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。
髙島委員	対象農地について、耕作が始まっていると思いますが、貸借権の設定はどうなっていますか。
（事務局） 橋立	作業受委託により耕作されております。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第４号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第４号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり意思決定することに決定します。
	＜議案第５号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」＞
議長	議案第５号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区１件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。
（農政課） 布施	44 頁、議案第５号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区１件です。

	今回は、「1 実質化された人・農地プランの案」についての意見照会となります。 劔地区では先月、集落関係者による既存の人・農地プランについての見直しを行い、新たに「実質化された人・農地プラン」として市へ提出されました。 地区内農地の現況については、8 割を超える面積を 4 つの中心経営体が耕作しているところであり、プランでは中心経営体への農地集積を図る方針の下、概ね 5～10 年後には 9 割まで集積を増加させる計画となっています。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」として意見決定することに決定します。
議長	次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。 **（中郷区駐在室分の議案）**
	＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞
議長	報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7103 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
（中郷区） 加藤	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7103 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。 受理した 1 件は合意による解約です。解約後の農地は、農地中間管理機構を通じて、新たな耕作者に貸付を行う予定です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」番号 7103 番の 1 件を承認します。
	＜議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
（中郷区） 加藤	2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 2 件を説明します。 2 頁、番号 7118 番は、これまで自作地だった農地の一部について、労力不足により今後の耕作ができなくなったため、近隣ですでに耕作を行っている受人との間で新規に利用権を設定するものです。 番号 7119 番は、先ほど報告した合意解約に関連するものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
	＜議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞
議長	続いて、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

（中郷区） 加藤	3 頁、議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 1 件を説明します。 この案件は、先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 **（板倉区駐在室分の議案）** **＜議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞**
議長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 21 件を上程します。事務局の説明を求めます。
（板倉区） 上原	1 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、 貸借権設定 21 件を説明します。 新規案件ですが、1 頁の番号 7622 番、2 頁の番号 7624 番、3 頁の 7634 番、4 頁の 7635 番から 7637 番の 6 件は、借受人が亡くなったことに伴い、先月の農地部会で合意解約を報告した案件です。 それぞれ 10 アール当りの借賃が端数となっていますが、全筆で 1 万円や 5 千円等の契約で、10 アール当りに換算したためです。 4 頁、7639 番は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家

	へ再配分するものです。 　再設定案件の内、1頁、番号7619番は、期間が2年7ヶ月となっていますが、借受人のほうで、他の方々との契約の終期に揃えたためです。 　2頁の7626番、7627番も期間が1年となっていますが、同様に契約の終期を揃えたためです。 　いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 　以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 　議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
	＜議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞
議長	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件を上程します。事務局の説明を求めます。
（板倉区） 上原	5頁の議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定1件を説明します。 　先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 　以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第２号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第２号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 **（清里区駐在室分の議案）**
	＜報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」＞
議長	報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、番号 8120 番の１件を報告します。事務局の説明を求めます。
（清里区） 近藤	１頁、報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、番号 8120 番の１件の届出書を受理したので報告します。 受理した案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」です。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による合意解約通知について」、１件を承認します。
	＜議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議長	続いて、議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定９件のうち、上原委員関連の番号 8161 番を除く８件を上程します。 事務局の説明を求めます。

（清里区） 近藤	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、2頁から4頁まで、貸借権設定9件のうち、上原委員関連の番号8161番を除く8件を説明します。 新規案件は、3頁、8164番で、畑作の土地を新たに清里区で求めたものです。 番号8162番及び8163番は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、続いて、上原委員関連の番号8161番の1件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する上原委員は退席をお願いします。 （上原委員　退席）
議長	それでは事務局の説明を求めます。
（清里区） 近藤	3頁、上原委員関連の番号8161番の1件について説明します。 この案件は、農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、上原委員関連の番号8161番の1件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 それでは、上原委員の退席を解除します。

	（上原委員　復席）
議長	上原委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
	＜議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」＞
議長	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃貸借権設定1件を上程します。事務局の説明を求めます。
（清里区） 近藤	5頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、を説明します。 この案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。

	議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。
議長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 **（名立区駐在室分の議案）**
	＜報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」＞
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9507番から番号9513番までの7件を報告します。事務局の説明を求めます。
（名立区） 武内	1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9507番から番号9513番までの7件の届出書を受理したので報告します。 受理した7件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、地主耕作2件、休耕5件です。 休耕の案件は川沿いにあるための耕作不便や耕作者の高齢化による労力不足を理由に契約を解除するもので、新たに借り受ける耕作者がおらず、休耕となるものです。 関連議案は備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
髙島委員	番号9508番と9510番の解約成立と引渡がかなり以前のものですが、どのような理由でしょうか。
（名立区） 武内	届出が遅れたものです。
議長	他に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。
	＜議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」＞
議長	議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を上程します。事務局の説明を求めます。
（名立区） 武内	3頁、貸借権設定2件を説明します。 3頁、番号9542番及び9543番は期間満了に伴う再設定案件であり、使用貸借権の設定など条件に変更はありません。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているも

	のと判断しました。 　以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	（「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 　議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 　議案第１号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 　以上で、すべての案件の審議を終わります。
	＜その他＞
議長	その他に入ります。 　事務局から何かありませんか。
（事務局） 橋立	（地区会議の説明）
議長	他にないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。
	（上原代理の閉会挨拶）
議長	本日の農地部会を終了します。 　引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。事務局職員、駐在室職員はフォローをお願いします。